

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 北海道

（氏名） A

上記被審人に対する平成25年度（判）第6号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官松葉知久、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金12万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成25年8月22日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成25年6月21日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙1)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項14号に該当

被審人は、自己資金及び知人のBから預かった資金で株式の売買を行っていたものであるが、株式の売買を誘引する目的をもって、自己名義及びB名義を用いて、

- (1) 大阪証券取引所JASDAQ市場に上場されている株式会社マミーマートの株式につき、別表1記載のとおり、平成24年2月10日午前9時12分頃から同月23日午後3時9分頃までの間、9取引日にわたり、大阪府中央区北浜一丁目8番16号所在の株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」という。）において、C証券株式会社及びD証券株式会社を介し、直前約定値より高値で自己名義の買い注文とB名義の売り注文を対当させて株価を引き上げたり、買い最良気配値以下の価格帯に複数の買い注文を発注して下値を支えたりするなどの方法により、同株式合計4100株を買い付ける一方、同株式合計6200株を売り付け、そのうち、自己の計算において、同株式合計2500株を買い付ける一方、同株式合計4300株を売り付けるなどし、
- (2) 大阪証券取引所市場第二部に上場されている株式会社くろがね工作所の株式につき、別表2記載のとおり、同年3月30日午後2時19分頃から同年4月10日午後1時23分頃までの間、8取引日にわたり、大阪証券取引所において、C証券株式会社、D証券株式会社及びE証券株式会社を介し、直前約定値より高値で自己名義又はB名義の買い注文とB名義の売り注文を対当させて株価を引き上げたり、買い最良気配値以下の価格帯に複数の買い注文を発注して下値を支えたりするなどの方法により、同株式合計10万6000株を買い付ける一方、同株式合計10万7000株を売り付け、そのうち、自己の計算において、同株式合計5万7000株を買い付ける一方、同株式合計5万8000株を売り付けるなどし、

もって前記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各市場における前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

(別表 1)

(単位：株)

取引年月日	A名義			B名義			合計	
	証券会社	買付株数	売付株数	証券会社	買付株数	売付株数	買付株数	売付株数
平成24年2月10日	C証券	200	200	D証券	200	200	400	400
平成24年2月14日	C証券	500	1,100	D証券	300	300	800	1,400
平成24年2月15日	C証券	200	100	D証券	200	0	400	100
平成24年2月16日	C証券	100	800	D証券	100	400	200	1,200
平成24年2月17日	C証券	600	100	D証券	300	100	900	200
平成24年2月20日	C証券	200	1,200	D証券	100	300	300	1,500
平成24年2月21日	C証券	400	400	D証券	100	500	500	900
平成24年2月22日	C証券	200	300	D証券	300	0	500	300
平成24年2月23日	C証券	100	100	D証券	0	100	100	200
合計		2,500	4,300		1,600	1,900	4,100	6,200

(別表 2)

(単位：株)

取引年月日	A名義			B名義			合計	
	証券会社	買付株数	売付株数	証券会社	買付株数	売付株数	買付株数	売付株数
平成24年3月30日	C証券	1,000	5,000	D証券	5,000	4,000	8,000	9,000
				E証券	2,000	0		
平成24年4月2日	C証券	7,000	6,000	D証券	0	3,000	7,000	9,000
				E証券	0	0		
平成24年4月3日	C証券	12,000	2,000	D証券	8,000	0	23,000	2,000
				E証券	3,000	0		
平成24年4月4日	C証券	6,000	4,000	D証券	9,000	0	25,000	4,000
				E証券	10,000	0		
平成24年4月5日	C証券	7,000	2,000	D証券	0	6,000	8,000	8,000
				E証券	1,000	0		
平成24年4月6日	C証券	9,000	17,000	D証券	0	0	13,000	25,000
				E証券	4,000	8,000		
平成24年4月9日	C証券	8,000	7,000	D証券	0	0	11,000	10,000
				E証券	3,000	3,000		
平成24年4月10日	C証券	7,000	15,000	D証券	0	12,000	11,000	40,000
				E証券	4,000	13,000		
合計		57,000	58,000		49,000	49,000	106,000	107,000

(別紙2)

2 法令の適用

法174条の2第1項、8項、159条2項1号、176条2項

3 課徴金の計算の基礎

法174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

- (1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

- (2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

別紙1の別表1に掲げる事実につき

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、4,300株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量2,500株に、法174条の2第8項及び金融商品取引法施行令33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(1,414円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量2,000株を加えた4,500株である

ことから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(4,300株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(1,414円×100株+1,418円×100株+1,419円×300株
+1,420円×700株+1,421円×100株+1,422円×200株

$$\begin{aligned}
& +1,424 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 1,425 \text{ 円} \times 900 \text{ 株} + 1,426 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} \\
& + 1,427 \text{ 円} \times 1,100 \text{ 株} + 1,429 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,432 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\
- & (1,410 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,411 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 1,412 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\
& + 1,414 \text{ 円} \times 2,200 \text{ 株} + 1,415 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 1,418 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\
& + 1,419 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 1,422 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 1,424 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} \\
& + 1,425 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,427 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,428 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \\
& + 1,431 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\
= & 28,400 \text{ 円}
\end{aligned}$$

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(4,500株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(4,300株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(1,527円)に当該超える数量200株(4,500株-4,300株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned}
& (1,527 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) - (1,413 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,422 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\
= & 21,900 \text{ 円}
\end{aligned}$$

の合計額50,300円となる。

- (2) 法176条2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、50,000円となる。

別紙1の別表2に掲げる事実につき

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、58,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量57,000株に、法174条の2第8項及び金融商品取引法施行令33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(76円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量5,000株を加えた62,000株である

ことから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(58,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned}
& (73 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 74 \text{ 円} \times 15,000 \text{ 株} + 75 \text{ 円} \times 17,000 \text{ 株} + 76 \text{ 円} \times 23,000 \text{ 株} \\
& + 77 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株})
\end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & - (72 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株} + 73 \text{ 円} \times 8,000 \text{ 株} + 74 \text{ 円} \times 8,000 \text{ 株} + 75 \text{ 円} \times 27,000 \text{ 株} \\ & \quad + 76 \text{ 円} \times 9,000 \text{ 株} + 77 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) \\ & = 29,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(62,000株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(58,000株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(88円)に当該超える数量4,000株(62,000株-58,000株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額
(88円×4,000株)

$$\begin{aligned} & - (75 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 76 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 77 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) \\ & = 47,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額76,000円となる。

(2) 法176条2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、70,000円となる。